

発明学会ネットショップ 利用規約

第1条 定義

本規約に於いて使用する用語は、本規約に於いて別段定めのある場合を除き、次号に定めるとおりとする。

- (1) 「事務局」とは、発明学会ネットショップ事務局をいう。
- (2) 「本サイト」とは事務局が提供するインターネットショッピングサイト「発明学会ネットショップ」をいう。
- (3) 「出品者」とは、本利用規約に同意した者で、本利用規約に基づき、利用申し込みを行ったものをいう。
- (4) 「事務局」は一般社団法人発明学会、昭和第一産業株式会社、より構成される。

第2条 趣旨

「発明」をテーマにした通販サイト「発明学会ネットショップ」を開設する。本サイトを開設することにより、多くの人に発明の楽しさ、素晴らしさを伝えることを目的とする。

第3条 出品資格

- (1) 発明学会の会員（個人・法人）または、発明学会に登録を行っている、各地発明研究会会員であること。
- (2) 事務局が、出品可能と判断したもの。
- (3) 本利用規約に合意された方。
- (4) 商品の情報を提供できること。
- (5) 販売できる状態であること。
- (6) パッケージに製造または販売元の表示があること。

※本サイトへの出品するにあたり、GS1事業者コード（JAN企業コード）の取得は不要。

第4条 取扱商品

- (1) アイデア・発明品であること。
- (2) 事務局の審査の結果、出品が可能と判断された商品であること。

第5条 商品の物流等

- (1) 出品者は速やかに事務局が指定する物流センターに送付する。
- (2) 納品書の印刷等、商品出荷に関わる諸費用・梱包資材等は事務局の負担とする。
- (3) 購入者への商品の送料は、購入者の負担とする。但し、購入金額の総額が5,000円（税別）を超える場合は、事務局負担とする。（国内に限る）

第6条 費用

- (1) 事務局への登録料は1アイテム会員3,000円、研究会会員6,000円（いずれも1年間）とする。ただし2品以上出品する場合は、1アイテム毎に会員1,000円、研究会会員2,000円かかるものとする。また、更新料を支払うことで、1年間更新できるものとする。更新料は会員1,000円、研究会会員2,000円（1アイテム毎）とする。
- (2) 販売手数料は実売価格の30%とする。
- (3) 商品を物流センターに納品および、引き取る場合の配送料は、出品者負担とする。
- (4) 出品者から事務局に支払われた本サイトに関する一切の料金等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条 代金の清算

- (1) 売上価格から販売手数料を差し引いた金額を清算金額とする。
- (2) 清算は出品者が指定する口座への振込とする。
- (3) 清算サイクルは月末締・翌月末までの支払いとする。
- (4) 清算金額の振込手数料は出品者の負担とする。
- (5) 月次精算額が1,000円以下の場合、翌月の精算へ繰越とする。

第8条 登録禁止商品

- (1) 本サイトの利用にあたり、以下の商品は登録できない。
 1. 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物等の禁制品。
 2. 大麻種子、合法ハーブ(脱法ハーブ)、合法ドラッグ(脱法ドラッグ)に関連する商品等。
 3. 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器等。
 4. アダルトビデオ、DVD、ヌード写真、アダルトグッズ、ゲーム等、18歳未満の青少年への販売を制限する情報やその他性風俗、アダルトに関する商品全般。
 5. わいせつ物、児童ポルノに関連する商品等。
 6. 使用済み下着、ブルマ、スクール水着、制服等。
 7. 売春、児童売春。
 8. 賭博、富くじに関連する商品等。
 9. 無限連鎖講、マルチ商法に関連する商品等。
 10. たばこ。
 11. 偽造通貨、公文書(免許証、旅券等含む)、会員権、文書、電磁的記録等の商品。
 12. 銀行口座等。
 13. 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券等の金券類および一切の有価証券。
 14. 偽ブランド品、模造品・海賊版(違法コピー商品等)。
 15. マジコン、バンドラバッテリー等の違法コピーを助長させる機器または関連商品。
 16. 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他犯罪により入手した商品。
 17. エアガン、スタンガン、催涙スプレー、法令により携行を禁止された刃物、盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラ等犯罪に使用される恐れがある商品。
 18. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等第三者の知的財産権を侵害する商品等。
 19. コンピュータウィルスを含むソフトウェア、コピープロテクトを権限なく解除したデジタルコンテンツ、又はコピープロテクトを回避する等の方法を教示するようなもの。
 20. ゲーム等におけるキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等のデータ等(いわゆるリアルマネートレーディング)。
 21. 身体機能検査キット、医療機器(医療用具)、医薬品、また国内で販売が禁止されている医薬品。ただし、薬事法

上の高度管理医療機器の販売業許可を得ている商品で事務局から事前に販売許可を得ているものに関しては販売を認める。

22. 人体及び人体の一部。
23. 動物の生体及び生体の一部、昆虫等の生物。
24. 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報。
25. 販売に際して法律で義務付けられている許認可、免許、資格等の条件を満たしていない商品。
26. 公序良俗に違反する商品。
27. その他取引することが法令（特定商取引に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約、その他関連条約等あらゆる法令を含む）に違反する商品。
28. その他、事務局が適切ではないと判断した商品。

第9条 出品・委託販売の成立について

出品希望者が出品申込書を事務局へ提出し、事務局による出品許可の通知の後、登録料の支払いの確認をもって、出品・委託販売の成立とする。

第10条 出品・委託販売の解除について

事務局は、出品者が以下の事由に該当したとき、出品者からの出品・委託販売を解除できるものとする。なお、その時、商品の返却にかかる費用は、出品者の負担とし、支払いいただいた登録料は、理由の如何を問わず、返却しないものとする。

また、解除に際し事務局が損害を被ったとき、出品者に対して賠償請求ができるものとする。

(1) 出品者の都合による出品・委託販売の解除。

ア 出品者の都合により出品を取り下げる場合は、解除を希望する1ヵ月前までに書面にて事務局に通知し、その承諾を受けることとする。

イ 一般社団法人発明学会会員期限を満了した場合。

(2) 事務局の都合による出品・委託販売の解除。

ア 出品者が虚偽の事実を申告したとき。

イ 本サイトへ出品の権利を第三者に譲渡、貸与、使用許諾したとき。

ウ 苦情などが多数寄せられるなど、本サイトを利用することが相応しくないと事務局が判断したとき。

エ 本サイトを不正の目的をもって利用したとき。

オ 正当な理由なく事務局の指示に従わないとき。

カ 出品者が業務の履行に著しい支障をきたし、業務の改善が期待できないと事務局が判断したとき。

キ 出品者が暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と判明したとき。

ク その他、事務局が出品者からの出品・委託販売の継続が不適当であると判断したとき。

第11条 クレーム時の対応について

お客様からの問い合わせやクレームがあった場合に、事務局はその受付を責任もって行う。

その内容が、受注処理や、発送手配時など、事務局に起因する瑕疵の場合は、事務局が責任をもってお客様対応を行うが、それ以外の場合は、出品者が責任をもってお客様対応を行うものとする。また、その際に、事務局側に発生したコストは、出品者負担とする。

第12条 個人情報の取扱い

事務局は出品者に関する個人情報を本サイトの運営、商品等の取引、代金回収、宣伝物の送付等の利用目的の範囲において利用するものとする。

第13条 著作権

本サイトに記載されているあらゆるデータ、デザイン、画像、文字等のコンテンツの著作権は、事務局または原作者等正当な著作者に帰属する。これらのコンテンツを権利者の許諾なく、著作権、商標権、その他知的財産権に規定された範囲を超えて使用する行為は禁止する。

第14条 免責事項

いかなる場合でも、出品者の逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害、弁護士費用その他の本条に規定のない損害を賠償しないものとする。

第15条 本サイトの変更および廃止

事務局は、いつでも本サイトの内容を事前の告知なく、変更または廃止することができるものとする。事務局は、変更または廃止により会員に生じた損害には一切責任を負わない。

第16条 その他

(1) 事務局は、出品者の承諾なく、費用の変更を行うことができるものとする。

(2) 費用に変更がある場合は、事務局は出品者へ通知するものとする。

第17条 合意管轄

本サイトに関して、事務局と出品者との間、訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

以上

規約制定日：2015年3月1日

改定：2018年4月1日

運営責任者：一般社団法人 発明学会